

塩尻市から転出される方へ

次に該当する方は、それぞれの窓口でお手続きが必要です。



チ エ ッ ク	手続きの種類	手続きの内容	手続き場所			
	★ …広丘支所でも 手続きができます。	必要な書類などは各窓口へお問い合わせください 塩尻市役所 電話 0263-52-0280 (代表)	建物	窓口		
	印鑑登録をされている方★	転出日(予定日)で登録は廃止となります。	市 役 所	① 市民課 市民窓口係		
	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	マイナンバーカードをお持ちの方には、塩尻市から書面での「転出証明書」は発行されません。引越し先の市区町村で転入届を行う際は、異動される方全員のマイナンバーカードをお持ちのうえ、住み始めてから14日以内に手続きを行ってください。				
	電子証明書 ※マイナンバーカードのみ	住所の変更により失効します。引き続き必要な場合は、新たに発行申請をしてください。				
	国民健康保険★ (加入者)	塩尻市で交付した各種証をお返しくください。保険税納付の注意：翌月、更正通知が届くまでは期限内納付を続けてください。			③ 市民課 国保年金係	
	後期高齢者医療 (加入者)	塩尻市で交付した各種証をお返しくください。県外に転出される場合は、転出先の市町村で必要になる「負担区分証明書」の交付を受けてください。				
	国民年金 (第1号被保険者)	国外へ転出される方で、国民年金の任意加入を希望される場合は、手続きをしてください。				
	軽自動車等(原動機付自転車等含む)の登録変更	所有されている軽自動車等の住所変更(または名義変更)の手続きが必要となります。所有されている軽自動車等の車種によって手続き場所が異なりますので、窓口までお問い合わせください。			1	④ 税務課 市民税係
	固定資産税	塩尻市に土地・建物をお持ちの方で、納税通知書の送付先について相談がある場合は、窓口までお問い合わせください。また、海外へ転出される場合は、必ず手続きをしてください。			階	⑤ 税務課 資産税係
	市税等の納付相談	転出後の納付方法が不明な場合はご相談ください。				⑨ 債権管理課
	犬の登録変更	塩尻市で発行した鑑札(楕円形のもの)を持って新住所地の市区町村役場へ届出をしてください。				⑧ 生活環境課
	東山霊園を使用されている方	住所変更の手続きをしてください。				
	空き家の管理	転出によりお住いの戸建て住宅が、空き家となる(年間を通して使用しなくなる)場合は、お知らせください。	2階 市役所	④ 建築住宅課		
	介護保険 (認定を受けている方)	介護保険被保険者証・負担割合証等をお返しくください。	セ ン タ ー 保 健 福 祉 課	⑥ 介護保険課		
	介護保険(総合事業) (基本チェックリストにより 事業対象者の方)	介護保険被保険者証・負担割合証等をお返しくください。総合事業(デイサービス・ヘルパー)を利用されている方で利用の継続を希望される方は、転出先の市町村にご相談ください。				
	介護保険★ (65歳以上の方)	介護保険被保険者証をお返しくください。				

〜〜 裏面もご確認ください。 〜〜

チ エ ッ ク	手続きの種類	手続きの内容	手続き場所		
		必要な書類などは各窓口へお問い合わせください	案内図をご参照ください		
		塩尻市役所 電話 0263-52-0280 (代表)	建物	窓口	担当
児童手当	「受給事由消滅届」をご提出ください。	保健福祉センター1階	③	福祉支援課	
特別児童扶養手当	転出先の市町村で手続きをしてください。				
福祉医療費給付金	「喪失届」を提出し、「受給者証」をお返しください。				
障害者手帳（身体・精神）	塩尻市で手続きの必要はありません。新住所地に手続き内容をご確認ください。				
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	居住地特例の施設等へ転出の場合は、「手帳」、「自立支援医療受給者証」をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。	④			
療育手帳	県内へ転出の場合、手続きは必要ありません。転出先で手続きをしてください。 県外へ転出の場合、「県外への転出届」をご提出ください。なお、転出先の市町村でも手続きが必要です。				
予防接種・乳幼児健診・妊婦健診等	塩尻市で手続きの必要はありません。塩尻市で発行した妊婦一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票、育児相談等助成券、妊婦歯科健診受診券、新生児聴覚検査受診票、1か月児健康診査受診票、乳児一般健康診査受診票、予防接種券は使用できなくなりますので転出先の市町村へご確認ください。	センター保健福祉2階	⑦	健康づくり課	
小・中学校の転出	転出に必要な準備等につきましては、学校へ直接お問い合わせください。転出後も塩尻市内の小・中学校に通学される場合は手続きをしてください。	総合文化センター1階	⑨	学校教育課	
児童クラブ	児童クラブを利用している場合は、手続きをしてください。				
保育園・幼稚園等	【保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育施設（小規模保育事業所）をご利用の方】 市外へ転出する場合は、現在の園を退園となります。園または保育課へ「退園届」をご提出ください。 【幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・その他保育施設をご利用の方】 保育課へ「認定変更届」をご提出ください。また、転出先の自治体においても手続きが必要です。				
児童扶養手当	「住所変更届」をご提出ください。	⑦	こども未来課		
市営住宅等入居者の変更	市営住宅等にお住まいの方は手続きをしてください。提出書類については、事前に長野県住宅供給公社塩尻管理センターへお問い合わせください。	③	長野県住宅供給公社塩尻管理センター		
上下水道の届出★	上下水道の使用を中止する場合は、届出をしてください。（電話でも可能です。）	④	水道お客さまセンター		
図書館利用カード	近隣の市町村に転出の場合…住所変更の手続きが必要です。 近隣の市町村以外に転出の場合…借りている本などがなければ確認して、カード返納の手続きをご案内します。	市民交流センターえんぱーく1階又は各分館		図書館	

(R8.5.15現在)

《国外へ転出される方へのご案内》

- 在外選挙人証の申請

在外選挙制度を利用することにより、国政選挙や国民審査の在外公館投票ができます。その際必要となる「在外選挙人証」については転出前に塩尻市選挙管理委員会へお問い合わせいただくか、または転出先の日本大使館・総領事館に直接申請をしてください。

- 納税通知書の送付先の申請

市県民税の支払いがある方で納税通知書の送付先について相談がある場合は、④税務課市民税係にお問い合わせください。

- 帰国したとき

国外から帰国し、転入のお手続きの際には、転入先の窓口に必要なものをお持ちください。

①パスポート（国外から転入する方全員分）※パスポートに入国のスタンプ（証印）がない場合は、
帰国便の航空券など入国日が確認できるものを併せてお持ちください。

②戸籍謄本および戸籍の附票（転入先が本籍地である場合や外国人の方は必要ありません。）

③マイナンバーカード

④在留カード（外国人に限ります。）

そのほか、各窓口で、印鑑や口座などがわかるものが必要となる場合があります。
また、転入により、世帯主の変更などのお手続きがある場合は窓口にお伝えください。